

フランスにおける生徒・父母参加の制度と実態 — 市民性教育にも焦点をあてて —

The system of students and parents participation in French schools — Related to the citizenship education —

大津尚志*

OTSU, Takashi*

1. フランスの生徒・父母参加制度

フランスにおいて学校経営に生徒・父母¹の参加が保障されるシステムは、1968年から本格的に制度化され²若干の変更が加えられながらも現在に至っている。中学校、高校では各学級で生徒代表（2名）と副代表（2名）を選出する。

小学校においては、学校委員会（conseil d'école）が設置され、そこへ父母代表が参加することは制度化されている³。学校管理委員会に参加し、学校教育計画や学校規則の策定に参加できる。児童代表の参加制度をおくことは、法令上義務化されていないが任意設置で例えば学級代表者会（réunion de délégués de classes）がおかれているところもある。筆者が2004年に見学したロレーヌ県モンテギユ小学校では各学級代表（小学1年生から5年生までの全学年）と校長との話し合いの場もたれていた。「サッカーのゴールのペンキを塗り替えてほしい。」「休み時間の終わりのベルが聞こえない。」「新しい花を植えてほしい。」「トイレのドアの鍵を修理してほしい。」「ブランコをおいてほしい」などという学校生活にかかわる様々な児童の代表は提案を行った。校長はその場で提案の一部を実行すると約束し、また一部は理由を述べたうえで「出来ない。」と答えた⁴。学校予算の制約があることもあって、児童のすべての提案を受け入れることはできないのは当然である。しかし、学級代表者会は学校を共同生活の場所として、子どもたちとともによりよくするための機会となっているであろう。また、小学校の時点から学級で集約した意見を校長の前で出す機会がもたれているといえよう。

中学校・高校になると、生徒代表（2名）が各学級から選出される。学級委員会は学級ごとに校長、担任、各教科担当教員、生徒指導専門員らとともに生徒代表、父母代表がメンバーとして加わる。成績判定や進路判定（フランスでは中学から高校へは入試でなく学校内での「進路指導」によって決定される）にかかわる権限をもつ。

中学では、3、4年生の生徒代表のなかからさらに代表（3名）が選出され、学校管理委員会など学校内にある様々な委員会に父母代表、教師（担任）、生徒指導専門員、校長などとともに参加する。

高校になると【図】のとおり、学校管理委員会の生徒代表は5名となる。中学との違いとしては、「高校生活のための委員会」を置くことが義務付けられていることであり、それは、文字通り高校生活にかかわる問題が議題となる。筆者が2008年9月に行った調査では、「チョコレートの自動販売機を設置してほしい」「授業がない時の集まる場所がほしい」といったことが議題となっていた⁵。

それがさらに、学校内のみならず、大学区単位での、あるいは国単位の委員会にも代表が参加することになる。他校との交流の場ともなる。

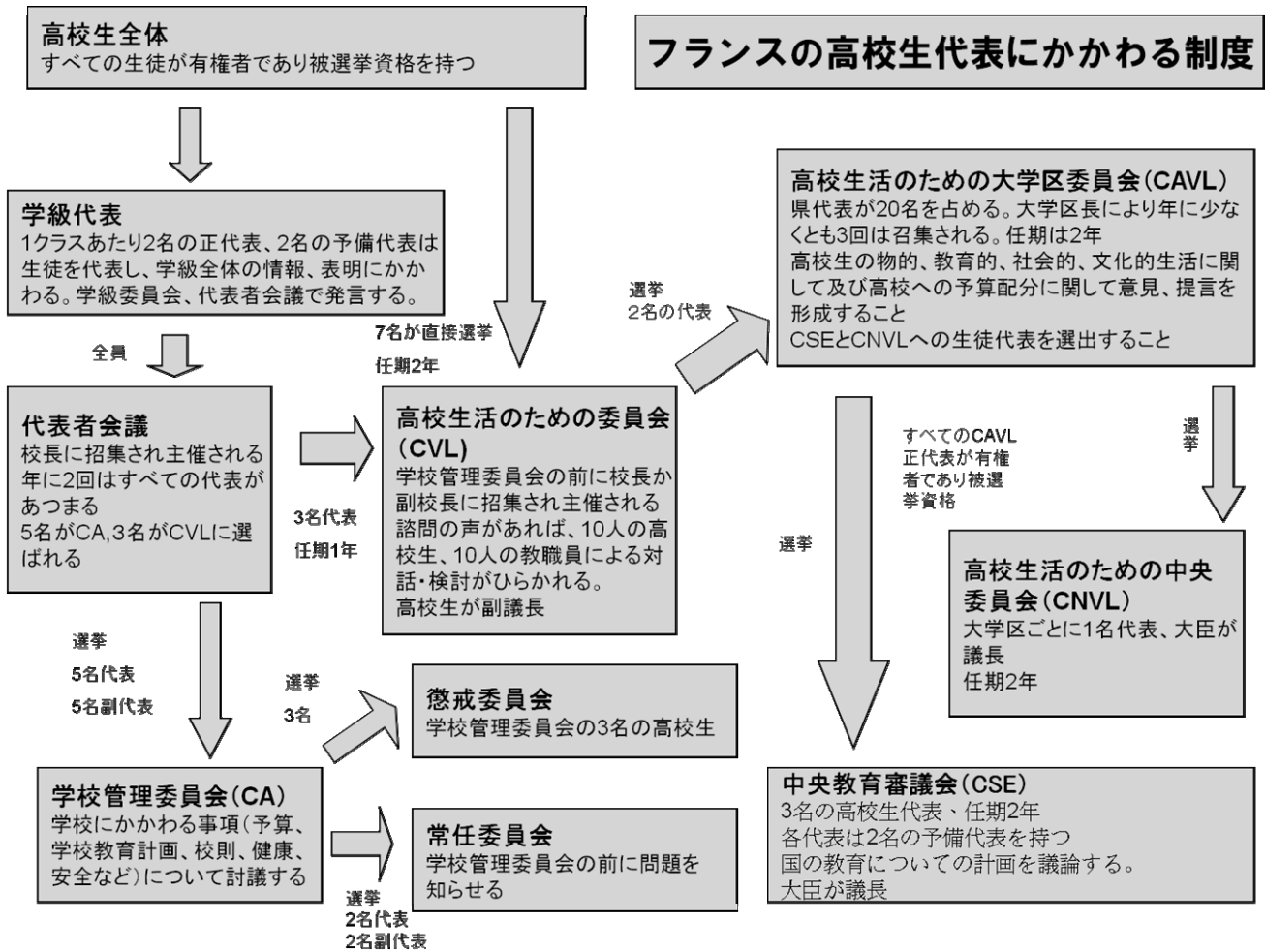
なお、【図】には掲載されていないが他にも「健康と市民性のための教育協議会、(CESC, Comité d'Éducation à la Santé et Citoyenneté)」が校長か学校管理委員会のイニシアティブで設置され、それは健康教育（薬物など）や市民性教育の場ともなっている⁶。

2005年の教育基本法（フィヨン法）の制定過程においては、高校生らを含む「国民大討論（grand débat national）」がおこなわれた。討論は2003年9月から2004年3月までの間に行われたが、ネットを通して50000の意見が送付された⁷など、文字通り多くの国民を巻き込んだ討論となった。多くの中学生、高校生およびその団体、保護者団体（団体については詳しくは後述）も参加している⁸。その結果は「討論をうつつ鏡⁹」という報告書にまとめられた。さらに、テロー委員会により「すべての児童・生徒の成功のために¹⁰」という報告書が出されているが、父母団体のメンバーも委員となっている。

フランスでは校則などで、学校内で政治的、宗教的活動は禁止されている。宗教的活動に関しては、イスラームの問題が生じていることはよく知られている。校内で政治宣伝を行うことは禁止されるが、代表としての活動を行うことがそれに抵触して問題になったということは、管見の限りは存在しない。高校生にも認められる表現の自由や集会の自由¹¹が優先され、学校は校内で集会を行うことに施設を使わせることに同意する。

なお、フランスにおいて子どもは学校に代表として参加するのみならず、政府への参加制度も存在するところが

* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)



【図】フランスの高校生代表に関する制度¹²

ある。それは、子どもの政治的参加能力の育成の場の一環でもある。高校生になれば、大人に近い待遇をうける。

例えばフランスでは毎年、子ども議会 (Parlement des enfants)¹³が開催されている。それは市民教育の一環と位置付けられている¹⁴。2011年5月には577人(国民議会の定数と同じ)の小学校5年生がジュニア代表 (délégué junior) と呼ばれ、パリの国民議会 (ブルボン宮) に集まって「第17回子ども議会」が開催された。学級から出される法律案のうち、大学区総長によって任命された審査委員が2案を選ぶ。そして、各大学区から送付される提案のうち、国民教育省によつての審査委員が3案を選ぶ¹⁵。子ども議会は審議をしてそのうちの2案を選び、それらは大臣、国民議会議長に提出される。2011年に選択されたのは、「スポーツにおける根拠のない人種、皮膚の色、性やあらゆる根拠のない特性にもとづく差別を禁止する憲章に、スポーツアソシアションにライセンス所持者による署名を義務付けること」「学校に市民精神 (civisme) 週間」をつくることであった¹⁶。子ども議会で出された提案がもつて実際の法律になったこともある。その最初の例は、1996年に民法典に371-5条が挿入されたことである。その内容は以下の通りである。

子は兄弟姉妹から引き離されてはならない。ただし、それが不可能な時と、子の利益が別の解決を命ずるときはこの限りではない。必要な場合は、判事は兄弟姉妹の間で人格的な関係についてを定める¹⁷。

地方自治体レベルにおいても、例えばパリ20区では1995年以来、区内の公立・私立小学校4,5年生および中学1,2年生からなる「子ども区議会」が月に一度開催されている。区にかかわる問題が話し合われ、それが区議会に影響を与えたこともある¹⁸。

高校生に関しては、高校生全国同盟 (UNL, Union nationale lyceenne, 1994年創立) や「生徒代表と高校生活の協会」 (AEVL, Association des élus & de la vie lycéenne, 2008年創立) などという団体 (アソシアション) が存在する。すでに述べたようにCSEに高校生代表が参加する枠が存在するが、現在のところ3名ともUNLのメンバーである。それは、高校生間のつながりをつくる場ともなっている。UNLの採択する価値原理は、「独立：高校生による自治組織」「若者の自律」「寛容：差別の拒否など」である¹⁹。UNL, AEVLはヨーロッパ学校生徒連合組織 (OBESSU, Organising Bureau of European School Student Unions) のメンバーでもあり、ヨ

ヨーロッパ単位での活動も行っている。

2. フランスにおける生徒代表教育

フランスの中学では、4年間にわたって週およそ1時間の「公民（éducation civique）」教育の時間がある。フランスの公民教育は、市民性（citoyenneté）の教育の場でもあり、すなわち市民としての振る舞いについての学習の場（道徳教育の役割も兼ね備えている）でもある。2008年に新たな学習指導要領が公表²⁰、施行されているが、フランスでは中学校自体が「民主主義の習得の場」と位置づけられている。学校教育目標に「将来の市民」を育成することを掲げているところも少なくない。

フランスの中学1年生の公民科学習指導要領の大単元は「中学生」からはじまる。すなわち、中学自体について学ぶことから始まる。Hachette社の教科書は「代表選挙」からはじまる。

エミリーは1年E組のクラス代表です。

「エミリーさん、どうしてクラス代表になろうと思ったかを話してくれますか」

「私は中学1年生をやりなおすことになり、学級の生活にいつそう参加したかったからです。代表をしながら、前の年との関係から変えたかったからです。」

「代表の役割とは何ですか」

「生徒たちに情報を伝えることができます。学級委員会に参加することができます。」

「困難を感じたりしますか」

「最初の学級委員会は、少し難しいです。生徒を擁護するために、いつ発言すればよいかがよくわかりませんでした。ある生徒たちと数学の先生との間にいざこざがありました。私は先生のところに行きつつ、その生徒と話し合うことにより状況を改善しようと思いました。」

「2年生になっても代表がしたいですか。」

「はい。私はこの経験をまたするのが好きになるでしょう」²¹

生徒代表選挙は第1回投票が絶対多数、第2回投票は相対多数で当選となる。それはフランスの大統領選などと同じであり、明らかに将来のフランス共和国の一員としての市民となることを想定している。すなわち、学校内とフランス共和国では、代表選挙と議員選挙、学校管理委員会と議会、校則（règlement intérieur）²²と法律がそれぞれ対応することとなる。

生徒代表は、たとえば「自分の意見で発言するのではなく、クラスの意見を集約して発言すること」など、代表としての教育を生徒指導専門員などからうける²³。すべての中学生は、公民教育の時間に共和国（フランス第5共和政憲法第1条に、「フランスは…民主的、社会的共和国である」とい

う規定がある）の一員として、「選挙」「代表する者」「代表される者」にかかわることのみならず、共和国憲法の採択する価値と日常生活的な価値をむすびつけて（自由—他者の尊重、平等—差別の拒否）等を学ぶ場所でもある。中学生、特に代表になったところは大人と対等に話すことは難しく、会議でも沈黙しているところを見かけることが多い²⁴。しかし、学級管理委員会（学校予算、決算や学校教育計画の策定、校則の策定、など強力な権限を持つ）で採択することがもすれば、生徒も校長も同じ一票を投ずる権利を有している。

3. フランスにおける父母代表をめぐる現状

フランスにおいて父母代表²⁵に関しては、自発的に立候補する候補者リストを作成したうえで選挙によって選出される。候補者リストには候補者名と同時に所属するアソシオン（後述）が明記されていることもある。父母代表はボランティアであり、各クラスの保護者とは限らない。一人の代表が複数のクラスの父母代表を兼任することもある。

フランスの父母代表に関しては団体が複数存在する。最大の規模である、生徒の父母会議連盟（FCPE, Fédération des Conseils des Parents d'Elèves）は通常左派、第二の規模である公教育の生徒の父母連盟（PEEP, Fédération des Parents d'Elèves de l'Enseignement Public）は通常右派に位置づけられる。両者ともに教育に関して何らかの主張を発信し、マスコミにも取り上げられる存在である。

投票は毎年10月に行われるが、そのときは投票キャンペーンが行われ（ポスター作成、新聞やラジオが取り上げるなど）、また、2010年10月のときは、Chatel国民教育省大臣はFCPE, PEEPおよびUNAAPE（Union Nationale d'Associations Autonomes de Parents d'Elèves, 「父母生徒自立団体国民同盟」、父母団体の一つ）の長に、議論を行うように呼びかけている²⁶

なお、投票率は初等教育段階では2010年度では44パーセントで、ここ2000年度に51.2パーセントをピークに近年やや低下の傾向にある。中等教育段階では、2010年度では24.7パーセントで1991年では31.2パーセントであったのが徐々に低下している²⁷。初等教育段階の投票率が高いのは、初等教育段階のほうが中等教育段階より父母が学校まで子どもの送り迎えをすることが多いゆえに学校と直接接する機会が多いこと、候補者が全国組織でなく、あくまで地域の住民としてどこの団体にも属さないで立候補する率が高い²⁸ことが考えられる。フランスの初等学校では、学校前の張り紙で「父母向けの通信」が掲示されていることも多い。国民教育省が投票のキャンペーンを行う（インターネット上での呼びかけを含む）ようになってきているにもかかわらず、投票率の低下が生じている原因は管見のかぎり明らかにすることはできていない。フランスにおいて学

校に対する関心が低下している、不信感を持つ父母が増加していると考えられる。フランスの国政選挙の投票率が高いことを考えると、なおさらである。

父母団体に加入するかどうかは全くの任意である。小野田は約 20 年前の時点で、全国連盟をもつ父母団体への加入率は「1970 年以降少しずつ低下し、子どもを持つ家庭の四分の位置から五分の一の程度と述べている²⁹。団体に加入するのは、各種の教育情報を得られたり、子どもの事故についての団体保険を扱っていることいるからでもある³⁰。小野田が 2002 年の論文で依拠しているデータによると、FCPE の会員家庭数は 60 万、PEEP は 45 万であるのに対し³¹、2011 年ではそれぞれ 30 万、25 万となっている。FCPE や PEEP 所属の候補者の得票率がそれほど低下しているわけではない³²。フランスの「子どものいる家庭」の数は近年大きな変化はない³³。加入率のさらなる大幅な低下（八分の一程度）が生じていると考えられる。

4. フランスの生徒・父母参加の実態の一面 —学級委員会における生徒評価をめぐる—

既に述べたように、フランスの生徒・父母は各種の委員会について参加する制度が整備されている。ここでは、学級委員会における成績判定をめぐるの生徒・父母参加の実態をみることにする。

筆者は、2011 年 3 月に、学級委員会 (conseil de classe) を参観することができた。議題は「生徒の成績評価について」であった。フランスの成績表は各教科の評点と所見コメント、担任の分析による総合所見の欄から構成される。評点の一覧表は配布され、コメントなどに問題があれば記述訂正すること（実際に会議中に訂正されることもあった、ただし一番多かったのはタイプミスの訂正）が行われた。会議のあとに生徒に印刷した成績表を配布するが、その前に会議を通してオーソライズするという役割も果たす³⁴とのことであった。

なお、子どもの成績（各学期ごと）や進路判定（フランスでは高校入学試験は存在しない。中学 4 年で学校における進路指導によって本人・父母の希望や成績を考慮して進学先の高校が決定される。）にかかわることにまで、生徒代表、父母代表が参加するわけであるが、父母が自分の子どもに有利な発言をするなどということが起きないかという、あくまで筆者が問い合わせた範囲ではあるが「起きない」とのことである。筆者が FCPE の会員に問い合わせたところでは、「経験上、父母代表は子どもが学校で困難に直面していない父母が多く、…クラスのすべての親の声を尊重させるようにする」³⁵とのことである。

法令上も学級委員会は「よりよい学習へと導くために、各生徒の学習状況を検討すること」³⁶であって、参考にするだけである。また、学級委員会では投票は行われ³⁷。もしそのようなことが起きた場合は校長との面談を経たのち

でしか、決定に効力はもたせないとのことである³⁸。なお、フランスにはいわゆる「名門高校」も存在し、特に都市部において学校選択の自由が存在するが、日本と同様の進学競争が行われてはいない。生徒にとって、高望みは学業失敗に繋がるということが強く認識されている³⁹（いわゆる「名門高校」は進級のハードルも高いこともあり、「名門高校」に入ったために留年してしまうことがある⁴⁰）。

進路指導判定（中学 4 年生の場合、普通・技術リセ、職業リセ、留年といった進路がある）に不服がある場合は、上訴委員会 (commision d'appel) に再び判断を求めることができる。上訴委員会は大学区視学官、県の教育部の部長、関係する校種の 2 名の校長、関係する学校段階の 3 名の教師、生徒指導専門員らによって構成される⁴¹。筆者が 2008 年にラ・フォンテーヌ中学を訪問したときの資料によると、異議申し立てのあった 13 件のうち 8 件は上訴委員会で判定が変更されていた⁴²が、変更が認められることは多く存在するようである。

あくまで、成績判定や進路判定といった高度に教職員の専門性とかかわる部分に関しては、生徒や父母の見解でなく、教員や教育関係者の専門家としての判断によって最終決定されるように運用されている。

5. むすびにかえて

日本におけるフランスの学校参加制度の研究は、いうまでもなく小野田正利が精力的に行ってきたところである。学校参加制度により、民主的な合意に基づいた学校づくりが行われることがのぞましいと考えられる。しかし、常にうまく合意がとれるとは限らないという問題がある。

小野田は、日本においては「前提条件」ともいべき親の認識と知識をどのように育てていくのかということの方が極めて大切であるように思われる⁴³とすでに 10 年前から指摘しているが、その状況は今日もほとんど変わっていないのではないだろうか。ここ 10 年のあいだに学校評議員をおく学校や、いわゆるコミュニティスクールが増加したうえ、今後さらに増えることが予想される。同様に、生徒参加がうまく機能するための参加主体の教育などの“前提条件”もどのようにつくっていくかという問題も依然として存在すると思われる⁴⁴。

学校に関する関心には父母、生徒によって濃淡があり、参加制度がどの学校でもうまく機能するという事はありえない。理想的な状況に近づけるためには、参加者とくに生徒に関しては、民主制を支える一員としての教育の必要性（その点、フランスは学校内外において市民性教育が行われていること、学校自体が民主主義を体得する場とされている市民性を育てる教育を行っていることには、注目すべきと考える）、また制度をささえる父母が存在することといった外的条件の必要性を見落としてはいけないこと、また教師の職務の専門性との両立や権限分担の明確化を考

慮しなければいけないことを指摘して、本稿の結びとしたい⁴⁵。

<付記 1 >

本研究は、平成 23～26 年度科学研究費補助金・基盤研究 (C)「戦後フランスにおける市民的価値教育に関する歴史

的、学際的研究」(研究代表者、大津尚志、研究課題番号 23531229)の成果の一部である。

<付記 2 >

本研究は、2011 年 9 月 25 日に北海学園大学で開催された、「第 12 回『開かれた学校づくり』全国交流集会」において口頭発表したものをもとに、加筆・修正したものである。

—注—

- 1 本稿ではフランス語で parents とあるところは「父母」と訳出する。
- 2 小野田正利「フランスにおける学校運営への生徒参加に関する研究」(『長崎大学教育学部紀要』第 36 号, 1989 年, pp. 55-71), 小野田正利『教育参加と民主制』風間書房, 1996 年, 特に p. 285 以下参照。
- 3 Décret no. 2008-263 du 14 mars 2008.
- 4 筆者による 2004 年 3 月の聞き取り。なお、訪問にあたっては、ロベール・アッシュ先生(東北学院大学)にお世話になりました。ここに記して感謝いたします。
- 5 筆者による 2008 年 9 月の聞き取り。なお参照, 堀内達夫・大津尚志「フランスにおける中等教育・職業教育のカリキュラム開発」(科研費報告書(研究代表者堀内達夫)『中等教育・職業教育における新カリキュラム開発の動向に関する国際比較研究』2011 年, pp. 49-70, p. 66.)
- 6 CESC に関しては, 鈴木規子「健康と市民性の教育のための協議会」(武藤孝典ほか編『ヨーロッパの学校における市民的社会的教育の発展』東信堂, 2007 年, pp. 104-118.) に詳しい。
- 7 *Le miroir du débat*, 2004, p. 10.
- 8 *Ibid.*, pp. 621-622.
- 9 *Ibid.*,
- 10 *Pour la réussite de tous les élèves*, La documentation Française, 2004.
- 11 Damien Durand, *Délégué Flash, Édition 2010*, CRDP de l'académie de Grenoble, 2009, pp. 62-63.
- 12 *Ibid.*, pp. 21-22.
- 13 「子ども議会」については以下のサイト参照。
<http://www.parlementdesenfants.fr/> (最終確認, 2011 年 9 月 21 日)
- 14 B.O., no.31 du septembre 2010.
- 15 *Ibid.*,
- 16 <http://www.parlementdesenfants.fr/2011/2011/retransmission-de-la-seance-du-17e-parlement-des-enfants/> (最終確認, 2011 年 9 月 21 日)
- 17 なお, 参照。大村敦志「親権の行使一兄弟姉妹の絆に関する一九九六年一二月三〇日の法律第一二三八号」(『日仏法学』22 号, 1999 年, pp. 292-294.)
- 18 パリ 20 区で入手したパンフレット(Conseil municipal des enfants, Livret du conseiller, Le Conseil municipal des enfants du 20^e)による。詳しくは, 大津尚志「フランスの子ども・若者政策」(伊藤良高ほか編『子ども・若者政策のフロンティア』(晃洋書房, 2012 年近刊)参照。なお, 子どもの市町村への参加については, 小野田正利「フランス 社会参加一市町村子ども・青少年議会」(喜多明人ほか編『子どもの参加の権利』三省堂, 1996 年, pp. 220-229.) も参照。
- 19 <http://unl-fr.org/articles-d-accueil-principaux/presentation-de-l-unl> (最終確認, 2011 年 9 月 21 日)
- 20 B.O., spécial, no.6, 28 août 2008, (なおこれは, 大津尚志, 橋本一雄, 降旗直子「フランスにおける市民性教育関連の 2008 年版学習指導要領」(『教育学研究論集』(武庫川女子大学)第 6 号, 2011 年, pp. 113-122.) によって翻訳, 解題がかかっている。
- 21 *Éducation civique*, 6e, Hachette, 2009, p. 6.
- 22 フランスの校則については, 大津尚志「フランスの中等教育機関における校則」(『フランス教育学会紀要』第 13 号, 2001 年, pp.49-60) が詳しい。
- 23 中学生むけの代表教育の本も出版されている。Pierre Jourdan, *Délégué des Élèves au Collège*, édition augmentée, Magniard, 1998 (翻訳として, ピエール・ジュルダン(小野田正利・入山知昭・長崎寛訳『フランスの中学生』大阪大学人間科学研究科教育制度学研究室, 2002 年), 高校生むけの代表教育の本は Durand, 前掲書参照。
- 24 筆者は 2007 年 3 月に Lycée Charlemagne, 2011 年に 3 月に Collège Lycée Expérimental Freinet の学級委員会を参観することができた。
- 25 父母代表に関する主な邦語文献は, 小野田正利「フランスの学校管理運営に関する研究」(『名古屋大学教育学部紀要 教育学科』第 29 号, 1982 年, pp. 193-208), 小野田正利「フランスの学級運営への父母参加に関する研究」(『日本教育経営学会紀要』第 24 号, 1982 年, pp. 29-39.), 小野田正利「フランスにおける学校運営への父母参加の現状と課題」(『教育』第 39 巻第 10 号, 1989 年, pp. 63-72.), 小野田正利『『禁断の領域』から『開かれた学校』へ』(『世界』第 541 号, 1990 年, pp. 69-77.), 小野田正利「フランスの生徒, 父母, そして教師の学校運営への参加」(森田俊男ほか編『高校生の自主活動と学校参加』旬報社, 1998 年, pp. 346-362.), 小野田正利「校長も生徒も親も同等の立場 フランスの学校管理委員会」(『日本教育』第 282 号, 2000 年, pp. 14-17.), 小野田正利「父母団体を中心とした親代表の学校管理運営へ

- の参画制度」(研究代表者: 富岡賢治『保護者・地域住民の学校経営への参画に関する国際比較調査研究』国立教育政策研究所, 2001年, pp. 58-75), 小野田正利「フランスにおける親の学校参加」(『親の学校参加に関する国際比較研究』科研費報告書, 2002年, pp. 83-120.), 小野田正利「生徒の自治と親の学校参加」(フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版, 2009年, pp. 221-229) など。
- 26 http://www.education.gouv.fr/cid53511/presentation-de-la-campagne-sur-les-elections-des-representants-de-parents-d-eleves.html#Le_vote_des_15_ou_16_octobre_2010 (最終確認, 2011年9月22日)
- 27 <http://www.education.gouv.fr/cid2659/les-parents-eleves.html> (最終確認, 2011年9月22日)
- 28 団体に属さないで立候補する人の得票率が, 初等学校では54.8パーセント, 中等学校では9.2パーセントである。Brigitte Perucca, *L'École en question, La documentation française*, 2008, p. 53.
- 29 小野田, 前掲(1990年), p. 72.
- 30 参照, 小野田, 前掲(2001年), p. 65.
- 31 小野田, 前掲(2002年), p. 94.
- 32 Gérard Moreau, *Le rôle des parents d'élèves et de leurs représentants*, (Bernard Toulemonde (dir.), *Le Système éducatif en France*, 3e édition, Le documentation française, 2009, p. 124.
- 33 http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=AMFd3 (最終確認, 2011年12月27日)
- 34 堀内達夫, 大津尚志, 細尾萌子, 降旗直子「学校基本計画法以降における中等教育・職業教育カリキュラム開発の動向」フランス教育学会第29回大会(2011年9月11日, 於武庫川女子大学) 当日配布レジュメ, 参照。
- 35 M.D氏(FCPE会員)より筆者へのメール(2011年7月6日)
- 36 Décret no. 85-924 du août 1985, art. 33.
- 37 1978年7月10日, 国民教育省高校局の回答(出典は, FCPE, *Le conseil de classe, dossier thématique*, février 2010による)
- 38 C. U氏(FCPE会員)より筆者へのメール(2011年6月19日)
- 39 藤井佐知子「フランスにおける学校選択のメカニズム」(『フランスの学級委員会が中等学校における進路指導制度に果たす役割に関する実証的研究』(科研費報告書, 研究代表者小野田正利), 1997年, p. 74.)
- 40 参照, 大津尚志「『すべての生徒の成功』をめざすフランスの高校教育制度改革」(『高校生活指導』第183号, 2009年, pp. 96-103.)
- 41 Arrêté du 14 juin 1990, (B.O. no.27 du 5 juillet 1990), Décret no 90-484 du 14 juin 1990)
- 42 2008年9月に同校で配布された資料による。
- 43 小野田, 前掲(1997年), p. 59. その後, 小野田は「片小ナビ」(2001年度初版), 「大中ナビ」(2008年)といった保護者向け学校ガイドブックの編纂に関与している。参照, 『片小ナビ 保護者のための片山小学校ガイドブック〔普及版 解説資料付〕』2005年, 大阪大学大学院人間科学研究科教育制度学研究室。
- 44 小野田は近年, 学校と保護者の関係のいわば「ウラ」の部分に注目し, その後に「イチャモン」の研究を精力的に行っていることは言うまでもない。単著の単行本になっているものだけで, 小野田正利『悲鳴をあげる学校』旬報社, 2006年, 『親はモンスターじゃない』学事出版, 2008年, 『ストップ! 自子チュー』旬報社, 2009年, 参照。フランスにおける父母と学校に関する邦語文献としては, 藤井穂高「フランスにおける学校と保護者の関係」(『フランス教育学会紀要』第22号, 2010年, pp. 9-20), 小林純子「フランスの中学校と親」(『フランス教育学会紀要』第22号, 2010年, pp.21-28.) 仏語文献としては, Moreau, *op.cit.*, は父母参加制度の階層性, 不平等性(中産階層以上の参加が多いことなど)を問題としている。Jean-Louis Auducu, *Les Relations Parents-Enseignants à l'École primaire*, CRDP Académie de Créteil, 2007.は学校と家庭の間の対話やコミュニケーションツールなどを問題としている。
- 45 なお, フランスにおいては, 父母むけに学校に対する理解を深めるための書籍が多数出版されている。国民教育省作成の, 小学生を持つ親むけのガイドブックが無償配布されてもいる。その中身は「児童の親の役割」「学校と子どもの健康」といった内容, 「学習指導要領」の内容も掲載されている。Ministère de l'éducation nationale, *Guide pratique des parents, votre enfant à l'école/ CP-CM2*, 2008. 学習指導要領改訂があると, それについての本が保護者むけの書籍として出版されて書店に平積みにしておかれることもある。例えば, *Qu'apprend-on à l'école élémentaire*, CNDP, 2010. パリ市は「幼稚園から高校まで, パリにおける生徒」という保護者向けガイドブックを無償配布している。Marie de Paris, *Élèves à Paris de la maternelle au lycée, 2009/2010*, また, 保護者代表になるためのガイドブックも出版されている。Maurice Chabannon, *Le guide du parent délégué*, CRDP académie de Grenoble, 2005.